

令和6年度第1回向日市障害者計画策定委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年2月12日（水）午前10時から正午まで
- 2 場 所 永守重信市民会館 第1会議室
- 3 出席者 （委員）11名
田村委員（委員長）、山本委員、増田委員、河嶋委員、井上（大）委員、井上（譲）委員、清水委員、岡田委員、和田教諭（中山委員代理）、太田委員、久保川委員
（事務局）7名
柴田市民サービス部長、安田同部副部長、伊藤同部副部長、岩谷障がい者支援課長、谷澤同課主席係長、宮川同課係長、藤田同課主査
（傍聴者）1名
- 4 傍聴者 1名
- 5 内容
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ア 第3次向日市障がい者計画進捗状況について
 - イ 第7期向日市障がい福祉計画・第3期向日市障がい児福祉計画進捗状況について

【概要】

(1) 開会

(2) 議事

ア 第3次向日市障がい者計画進捗状況について

イ 第7期向日市障がい福祉計画・第3期向日市障がい児福祉計画進捗状況について

事務局から、第3次向日市障がい者計画及び第7期向日市障がい福祉計画・第3期向日市障がい児福祉計画進捗状況の説明を行った。

<<意見の概要>>

- <委員> 向日が丘支援学校の生徒達は、京都障害者スポーツ大会等によく参加するが、参加を通じてスポーツに親しみをもち高等部を卒業した後も個人的に参加したいという生徒がたくさんいる。向日市では、卒業後の京都障害者スポーツ大会等の周知をどのようにされているか。
- <事務局> 各障がい者団体を通じて周知を行っている。また、市役所の窓口においてポスターの掲示やチラシの配布などを行っている。
- <委員長> 合理的配慮の提供の義務化が4月から始まっているが、その対応状況について教えていただきたい。
- <事務局> 初めて障害者差別解消法が施行された際、行政機関には合理的配慮の提供義務があったため、対応要領を策定し職員に周知を行うとともに、研修を毎年実施している。民間事業者が新たに合理的配慮の義務化の対象になったが、向日市商工会を通じて、加盟団体にチラシ等の配布を行った。
- <委員> 5ページの小中学校の特別支援教育に係る令和6年度の取組内容について、通級指導担当者会において発達検査方法の研修会を実施とあるが、検査の実施については研修していないため、検査の分析という表現の方が適切である。修正をお願いしたい。
- <事務局> 教育委員会からの回答に基づいて記載したもののため、再度確認し修正する。
- <委員長> 放課後等デイサービスについて、長期休暇中の受入れについて記載があるが、学校との日常的な連携など協力体制について取組みは行っているか。
- <事務局> 放課後等デイサービスの利用にあたっては障がい児支援利用計画に基づいてサービス提供しており、その計画の作成や半年ごとのモニタリングにおいて、普段どのように学校で過ごしているかを相談支援専門員が学校に確認するなどして連携している。療育機関での療育内容と支援学校での過ごし方については、相談支援専門員を中心として、連携が図られているものと考えている。

- <委員長> 特別支援学校に行っていない、地域の小学校等に通っている児童、例えば留守家庭児童会や放課後等デイサービスを利用されている方の学校との連携も話題になっているが課題や問題点のようなものはないか。
- <事務局> ケース会議に学校教諭にも一緒に入らせていただいている場合もあり、情報共有などをさせていただいているものと考えてる。
- <委員長> 案外、地域の小学校に通っている発達障がいの方などが抜け落ちるところがある。社会的にフォローが必要な子どもにもきちんとフォローができていると良いと思っている。
- <委員長> 6 ページの同じ所で、評価の理由のところに保護者からの要望に対応することができたため達成と評価しているが、保護者からの要望について、もう少し聞かせていただきたい。
- <事務局> 加配や受入時間の調整に関する要望と考えている。
- <委 員> 先ほどの放課後等デイサービスの利用の件、学校生活の中での懸念など支給決定にあたっては何らかの基準があるのか。
- <委員長> 学校生活での課題が必須というわけではないが、学校と保護者が相談されて、放課後等デイサービスの申請につながる場合もある。
- <事務局> 放課後等デイサービスの利用の開始にあたっては、学校からの情報はもちろん、保護者自らが市役所に相談に来られ利用に結びつく場合もある。
学校からの紹介が全てというわけではなく、相談にこられる方もたくさんいるため、ケースバイケースでお答えをさせていただいているというのが実情である。
- <委 員> 向日が丘支援学校整備事業について、診療所機能と子ども達の療育施設、判定機能等も含めて設置するというのが目標になっていたが、私達は障がいのある子どもだけではなく、大人も対象にさせていただきたいと考えている。進捗状況や、具体的に支援の中身の議論がどのようになっているのか伺いたい。
- <事務局> 長岡京市共生型福祉構想の質問をいただいていると思われる。長岡京市からは、令和8年4月1日の開所に向けて、障がい児、障がい者それぞれの事業者が準備調整しており、工事も進んでいると伺っている。令和8年の4月には完成し、スタートするものと考えている。
また、これまでも圏域での生活や福祉サービスの課題について、事業所が何度もヒアリングをされている。その課題に基づいて、サービスの提供体制が検討されているものと認識をしている。長岡京市を中心に検討が進んでいるとは聞いているが、詳細については存じ上げない。
- <委 員> 向日が丘支援学校の生徒はスクールバスを利用し登校しているが、共働き

や母子、父子家庭の増加等により、バス停まで子どもと一緒に行くのがしんどいという学校への相談が、この2、3年で増えている。

学校としては、できるだけ保護者の負担を軽減するため、安全確認や緊急対応ができる子どもに対しては、自主通学やバス停まで1人で来ることを認める制度があるが、安全確認ができない子ども達は保護者の責任のもと、バス停までは同行していただくことになっている。市には朝の登校支援の相談は来ているか。

<事務局>

朝の登校支援という観点での相談ではなく、朝のご自宅での身支度や送り出しの支援、朝食、荷物を準備し、家に鍵をかけて出るところまでの、ご自宅の中での送り出しについては何件か相談があったため、それに対応した福祉サービスを利用されている方はいると思われる。

<委 員>

ヘルパーの話では、家からバス停までほんの数分であっても、バス停まで一緒に行ってもらうことはヘルパーの仕事に入らないと聞いた。どうしても送り出しが厳しいという場合、送迎の部分だけはファミリーサポートを利用する必要があるという認識である。日中の家での支援はヘルパー、外の送り出しはファミリーサポートの利用しか駄目なのか。ヘルパーにバス停まで送ってもらうことは、家庭の事情や子どもの状態によっては、お願いできることなのか。

<事務局>

原則自宅の中での支援ということになる。あとは相談支援専門員を含め生活課題に対してどのようにサービスを提供するのがよいかということになるが、個別の事情になるため別途相談いただきたい。

<委員長>

杓子定規に駄目ということではなく、個別の状況に応じて検討するということだ。

<委 員>

去年、老健施設の見学会に参加させてもらった。その施設は、医療的ケアが必要な方のショートステイを受けるということで手を挙げており見学させていただいたが、夜の当直の看護師がワンフロアに1人しかいない。2、3時間の滞在などを練習をしている人は何人かいるが、コロナ禍もあり実際に医療的ケアが必要な人で泊まったことのある人はいない。1か所が手を挙げただけで実際に泊まっている人もないし、話を聞くととても預けられないなと参加した皆が思っただけで帰ってきた。見学を実施したことで達成としているのはどうかと思うが、その辺を伺いたい。

<委員長>

この辺りの評価の基準については、達成なのか、一部達成なのかということだが、見学に行っても実際に泊まれるような形になっていない中で、そのことで達成とするのか、一部達成として課題を掲げておくのかということである。

<事務局>

何をもって達成とするのか。体制が整ったことを達成とするのか、具体的に何人かの利用があって、少しでも安心安全な生活に繋がった時点で達成とするのかなど、評価の基準であると感じた。まず体制の充実という面で、十分不十分は別として整ったため今現在は達成ということを書かせていただいた。

<委 員> 達成としつつ、今後の充実を計画的に進めてほしい。

<委 員> 施設、病院から地域生活への移行という部分について、自分は相談支援という立場で関わらせていただくことがあるが、入所解体の話から始まり、地域生活へ移行するという取組みがあって、第7期障害福祉計画の中でもあった相談支援でいう地域移行地域定着が実質的にほぼゼロ状態の中で、令和6年度の取組内容の地域生活というのは何を指しているのか。向日市で生まれた方が向日市で生活することを指してるのか。実際ニーズがあるが、対応できていないのであればこれも未達成ではないか。達成という評価をした理由を教えてください。

<事務局> 施策の目標としては地域移行を支援するための体制づくりを一つの目標としているので、地域移行が進んだかどうかではなく、それを検討するための土壌ができていくのかという観点でお考えいただきたい。

実際に入所施設に入所をされている方が地域に帰ってくるにあたって、地域移行を検討されているケースは他にもあり、実際に地域に移行するために、どのような条件整理を進めれば良いのか、地域での受け皿は、何が必要なのかということについて具体的に検討をしたケースも実際にある。ただコロナ云々のこともあり、施設見学がそもそも厳しかったり、受入体制のところでは条件が整わなかったりし、途中になっているケースなどもある。実際に地域移行が進んだケースはまだないが、施設に入所している方が地域に戻ってくるにあたって、どのような条件整備が必要なのか、たくさん関係機関と相談をさせていただいているケースがあるため、それをもって達成とした。

<委 員> 評価ということにこだわっているわけではないが、目標を達成したとしたときに、向日市に住んでいる障がいのある方達の評価はどうだったのか、という評価はない。それがないから、やれていないじゃないかという意見も出てこない計画になってしまい、そういう齟齬が生まれてくる。論点がずれるがあくまでも意見としてお伝えする。

<委員長> 先ほどの項目も含めて、何を達成というのか、はっきりしたほうがわかりやすい。だから、地域移行に関して実績もない中、体制づくりができたから達成というより、一部達成とするのは普通であり、そうやって課題を残していくということだと思う。短期入所に関しても一応連携できる体制は作れたが実績として上がっておらず、短期入所の充実につながっていないということなので、達成しているとはまだ言い切れないのではないかな。課題の部分については、大きな課題を残しているわけではなくて、連携体制がとれている、あるいはそういう違うところも含めて、移行に関する努力を進めているということであり、全くそこを評価していないというわけではなく、向日市の中で実績をどう作っていくのかという課題を今後計画的に詰めていくということだ。後で修正するとしたら、達成というよりは一部達成の方が良いのではないかな。

- <委 員> 9 ページの福祉サービス充実のショートステイのところで、介護される家族の負担軽減や介護者の急病等の対応で、日中一時支援の枠を確保しているので一部達成となっているが、ショートステイは桃山学園は女子は入れなくて、他も断られ行くところがない。支援学校の寄宿舎がなくなって、代わりに何ができるかを考えておいてほしい。日中一時支援は支援学校の子ども達にはあまり関係がない。そういう繋がりや体制を検討してほしいと思っている。
- <委員長> ショートステイの課題はどこにでもあり、どこも逼迫している状況でもあるので、さきほど発言があったように寄宿舎の福祉的機能がなくなった時点で代替の機能が地域になくなってしまっているところでは、何かしら計画の中に意識して作られていかなければならない。緊急な課題でもあるということを認識し、次期の計画で少し反映できると良い。
- <委 員> 今の話だと、ショートステイは制度的に子どもが入れないということなのか。ないということであったが、例えば京都市とか、近接の自治体にはそういう施設は残っているのか。
- <委 員> 他の市にはあるみたいだがこの地域にはないようで、一番近くて島本町の事業者ぐらい。
- <委 員> 例えば向日市や乙訓で新たに作るのが大変だとすれば、島本町のその施設との連携や利用契約などを結んで、向日市から需要があったときには入れるように、多少費用が発生するかもしれないが、そういう確保は必要ではないか。
- <委 員> 学齢期の子どもは島本町には通学できない。送迎までしてくれるわけでもない。昔はこの地域に寄宿舎があって昼間学校にも通えた。安心して泊まれるところがないことが最大の問題で、そういうところに仕方なく広げていくことも大事ではあるが、子どもの生活を守り、通学を守るところがないにもかかわらず、達成というのは馴染めないと私達も感じている。
- <委 員> 向日市に今泊まる場所がない状況なので、緊急的なものであれば、ちょっと通学に時間がかかるにしても、ヘルパーに付き添ってもらうとか、そういう制度があると良い。今ある制度を活用できる部分もあるのではないかな。難しいかもしれないが、検討いただければと思う。
- <委 員> 児童の短期入所の件は地域生活支援拠点の中にもあり、短期入所の枠で、一部受けている。ただ、今おっしゃられてる部分は大人でも同じで、例えば2泊3日とか、1泊2日の体験だったら、何とか人手の調整がつくというサービスがある。障がいのある方も高齢になり保護者が突然倒れた時に、3、4ヶ月受けてくれる地域のショートステイはない。そこが一番大きなネック。もしすぐに入所や複数のショートステイをつなぎ合わせて利用することになると大混乱になるため、この地域でどのような生活を送るのか見通しをもった検討が必要である。ただ、当然人手の問題が出てくるので、長くサービスを継続し提供していくことの難しさがあるということを感じている。
- <委員長> いずれにしても、中期的な、短期入所のニーズは緊急的に起こるものでもあるが、それを受けとめていく体制が弱いということについては大きな課題でもあ

るので、次の計画では、課題としてきちんと議論をすることが必要だ。

- <委 員> 今年の10月から始まる就労選択支援事業のことで伺いたい。向日市や圏域の中で調整しているのか。手を挙げたところがやってくださいということか。京都府から指定を受ける話だが、その上で何か情報はあるか。
- <事務局> 事業所の指定は京都府になるが、乙訓福祉施設事務組合の方で、そういう事業を担っていただけるところはないか相談をしていると少し聞いている。しかし、具体的なことは存じ上げない。
- <委員長> 就労選択支援は、報酬の単価、あるいは支給決定の期間を見ても厳しい事業のため、誰かが手を挙げるのを待っていたら多分動かない。府で上乘せをつけないときっとどこも手を挙げない。収支が必ずマイナスになる事業でもあるので、そのあたりは何とか京都府で配慮していただけると良い。
- <委 員> この場なので、相談支援の立場で話させていただくが、事業が増えるということは、サービス等利用計画を書く人が増えるということである。そこを認識していただかないと、100%を目指して頑張っているが本当に相談支援がパンクする。利用者がその生活に向けて様々な事業が増えていくこと自体や、それをうまく利用することには、反対するつもりはない。事業が増えるということはこの事業を使いたい、サービス等利用計画を書いてくださいという依頼が絶対増えてくる。それを見越して数値目標を立てていかないと、いろんな事業が増えていくたびに、サービス等利用計画を書く負担が増えていくので、そこもきちんと見越した上で、障害者計画を立てていただきたいというのが正直な思い。
- <委 員> 第7期向日市障がい福祉計画・第3期向日市障がい児福祉計画進捗状況の7ページ、重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業の実績が0になっている件、去年、3月から5月までの間に、ある病院に入院された方がいて、重度訪問介護を使うことになっていたが、病院がコロナのこともあるのでヘルパーの出入りを断られた。自立支援協議会の医療的ケア委員会等々とも相談させてもらい、困っていることなどを話し合い、その病院と突き合わせようと準備しているが、重度訪問介護の利用が増え入院時コミュニケーション支援事業の利用はかなり減っている。入院時の対応はコロナ等々もある中で、大変な状態にあることも含めて紹介しておきたい。
- <委 員> 重度訪問介護で病院内の支援ができるようになったので、一定制度を整理すればよいと思う。もし重度障がい児入院時コミュニケーション支援事業を残すのであれば、どのような方を対象にするのか明確にしたら良いと思う。一度検討してほしい。
- <委 員> 計画や進捗状況と全く関係ないが、1月に医療的ケア児を母親が殺害したというニュースがあったが、マスコミの報道の仕方によっては実際とは異なるイメ

ージが社会に流れるため、啓蒙・啓発活動が大切である。また、責任能力の有無を問うような報道についても、様々な意見があると思う。危険性を回避するための手立ては必要であるが、本人も治療を受ける義務でもあると思う。その辺りの考え方はどのようになっているのか。

<委員長>

最近国において、意思決定支援をどう進めるのかをととても大事にしているところがあり、知的障がいの子供達や大人達はもちろんのこと医療的ケアを要する人達の意思を第一にしなければならないということだ。国連では、日本特有の後見人制度は、あまりよくないと指摘されている。後見人がその人の代わりに意思決定するということは本人の意思を無視することに繋がるのではないかとされているので、慎重な決定の仕方が常に求められている。今後、いわゆる生命倫理も含めて、何か考えていかなければならない分野でもあると思う。

<委員>

最近、精神障害者保健福祉手帳で、JRや私鉄などが交通費の割引を少しずつ始めてくれるようになってきたが、条件がついていて、手帳の等級、乗車距離、付き添いの有無などが決まっている。子どもは親が付き添うが、ある程度の年齢になると一人で行くことが多い。運転免許証がある方は自分でバイクや車を運転して行くが、精神家族会の会員では2級の方が多いので、結局利用できないという話になった。医療費も1級の人のみなどの条件があり、2級の方は制度を利用することができない。制度が少しずつ進んでいることはありがたいが、当てはまらない人達が一番制度を必要としている。

医療費も、精神科以外に耳鼻科、歯科、眼科などにも通うので、医療費がともかかる。

現実に必要としている人達のことを考えて、等級や割引率など、実際に利用できるよう変えてほしいと思う。

<委員長>

重い方というより、地域生活や自立生活に近づいている人達ほど、行動範囲も広がるから、そこに対する補償が必要になってきているのに、届いてない。そういうところで本人負担や家族負担が増えているということが、今の日本の制度の弱点でもあるので、ぜひ府や国に届けていただければと思う。

<委員>

向日が丘支援学校の先生がおっしゃっていたが、卒業後のスポーツであれば向日市は身体障がい者協会やろうあ協会があり、もし入会していただいたら、スポーツの機会がある。会員数も減っているのでぜひ入会していただきたい。

<委員>

在学中または卒業時にチラシの配布でよければ、協力することができる。または在学中から交流することができれば、卒業後に移行することもできるのではないかなと思う。

<委員>

団体のチラシでよければお届けする。また長岡京市にも同じ団体がある。卒業後は登録し活動してもらったらありがたい。

<委員>

よく在籍児童生徒に2市1町の行政から広報の一環として学校に案内等の配

布を依頼されるが、そういうもので向日市の障がい者団体と連携されている。街ぐるみで、卒業後の過ごし方、安心安全な生活をサポートできたらよい。

<委 員> 乙障協から参加させていただいている。8～9 ページの雇用就労等の支援について、この取組内容を見ていると、自立支援協議会や「障がい者就業・生活支援センターアイリス」と連携して学習会や交流会を実施しているということだが、他の項目も含め自立支援協議会がやっている事業はたくさんある。自立支援協議会事務局は、2名で全てのことを実施されているので、今後の運営をどのように考えているのか。雇用・就労について、行政として支援できることは何かあるのか。

<事務局> 乙訓福祉施設事務組合の体制については、募集をかけているが採用がなかなか厳しいと聞いている。それは乙訓福祉施設事務組合だけではなく、どの事業者も同じような状況かもしれない。就労に結びつくための行政としての支援では、自立支援協議会に行政も参画をして、例えば庁内実習の協力など、行政としてできることは最大限協力しているつもりではあるが、自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、意見をいただければと考えている。

<委 員> 感想になるが、本当にたくさんのニーズがあって行政のご苦勞で穴を埋めていただくような優しい街だと思った。

<委員長> 今日は貴重なご意見、ありがとうございました。次期の計画策定の際に、今日出たご意見を生かしていただくように、お願いをしたい。

(事務局から今後のスケジュールについて説明)